五〇六　除籍が滅失した件　一六
五〇七　原戸籍の一部が滅失した件　一六
五〇八　日本国に帰化を許可する件　一六
五〇九　除籍が滅失した件　二〇
五一一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二三
五一二　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件　二三
五一三　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二三
五一四　原戸籍の一部が滅失した件　二六
五一五　除籍の一部が滅失した件　二六
五一七　日本国に帰化を許可する件　二六
五一八　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二六
五一九　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件　二七
五二〇―二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二七
五二三　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二七
五二四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二九
五二六　日本国に帰化を許可する件　二九

○外務省

三四二　租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のナウル共和国等による批准に関する件　六
三四三　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約へのトンガ王国の加入に関する件　六
三四四　ケニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　六
三四五　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　七
三四六　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　九
三四七　南部経済回廊配電網整備計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　一二
三四八　ネパール政府に対する贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件　一二
三四九　主要空港航空安全設備整備計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件　一二
三五〇